

(仮称)市民参画条例策定委員会 月曜日グループ論点整理

【論点1】

- 前文に必要なものは 品格 目的(わかりやすく) 各条文の理念
- ・市民各自が市政に参画していることが認識でき、貢献していることが実感として味わえる。
 - ・住みやすい町、住んでよかった町、安心、安全、環境に配慮
 - ・若い世代に、励みとなる様な内容、表現
 - ・「私達は西宮市民であり、兵庫県民、日本国民、国際社会の一員、地球生物の人類でもあります。地球環境の再生保全活動は地球生物を大事に守ることとあわせて資源を有効に使用する必要がある。」
 - ・「参画協働の根源は個人であり、芽生えは家族から始まります。祖先を敬い、親に感謝し、兄弟姉妹は仲良く、夫婦は調和協力し、子供を育み、友人、隣人は信頼互譲と地域奉仕、助け合いを基本とします。」
 - ・「自らは、広く知識の吸収と真理の探究に努め、豊かな人格向上をめざし、社会人としての人間形成を整え、個人、家庭、地域、職業を通し、市、県、国、世界、地球環境の持続的可能な発展を目指し、積極的に参画協働します。」

前文案1

西宮は、武庫の清流、穏やかな海辺、緑豊かな六甲の山並みなど、恵まれた自然環境の中にあります。市内には、二校の短大をあわせ10大学があり、また市民のための生涯学習施設や学習機会も充実し、芸術、文化、教育の豊かな文教のまちであります。

市民は健康と福祉の向上をめざして、市民と市は信頼と協力をモットーに、安心して暮らせる住みよいまちづくりに取りくんできました。さらに、西宮の伝統産業や、歴史遺産は全国に知られ、なかでも甲子園球場は高校球児の憧れの殿堂です。

しかるに、今日、本格的な地方分権の時代を迎え、地方行政にも新しい取りくみが求められるようになりました。このときにあたり、自然環境のゆたかさ、利便性、また文教都市としての優れた特性をさらに充実させ、未来に伸びゆく西宮を次世代に引き継がねばなりません。

そのためには、今まで以上に市民の活力を市政に吹き込み、市民は市民自治の担い手であることを改めて自覚し、主体的に市政にかかわらねばなりません。

そして、自律性と自主性を柱に、市民の豊かな経験と知識を市政に反映し活用させる仕組みを充実させる必要があります。

この基本理念と市民自治の原則をいしずえに、市民自治の確立をめざしてこの条例を制定します。

前文案2

西宮市にはシンボル甲山、緑豊かな自然、景観があります。信仰と祈願の寺社があります。阪神間として全国に通じる鉄道、道路が整備されています。

竹細工、和紙、和ろうそくの伝統工芸が守られ、地場の酒造り、和・洋菓子など飲食事業、その他の産業、商業それぞれが活況を呈し、9の大学、生涯学習、芸術・文化、スポーツ、マリナーの諸施設それぞれが機能、活動しています。

先人がつくり培い、私達が受け継ぎ享受している郷土西宮市の姿です。

私達はこれまで地域、職域を通して「健康と福祉、愛と希望、安心と安全」西宮のまちづくりに取り組んできました。

山野、水辺、海浜の保全・再生と生物の保護・育生の環境学習活動を次世代に進めています。

私達は自らがまちづくりの主人公であることを自覚し、豊かな国際感覚、地球社会の持続的発展に心を留め、経験と知恵を市政に参画反映させ、行政と協働のまちづくり活動をおこない、その手法、状況、成果をひろく周知共有するコミュニケーション活動を推進します。

すべての活動は次世代に引き継ぐことに努めます。

【論点2】

条例の基本原則を盛り込むこと。情報の共有の理念を明確にする。

基本理念（基本原則）

市民による市民のための市民の権利と義務

市民と市（行政）および市民相互間による相乗効果を発揮

まちづくりの基本は住民自治の地域共同体、住民の意識の自主性尊重

市民参画や協働の理念

1. 市民参画・・・市民が市（行政）の政策などの立案、実施、評価に積極的に参加し、多数の市民の意見を的確に反映して、市民が主体となって街づくりを推進する。
2. 協働・・・民と市が互いに役割を分担して対等の立場で相互補完を行い、相乗効果的な成果を創造する。
市の責務、市民の責務を明確にする。
行政のサービスへの市民の参加の範囲をきめる。
3. コミュニティ活動・・・市民が快適な地域社会を実現するために自主的な意思を持ち権利と義務をわきまえて地域の課題を共有して解決に向かって行動する。

情報についての基本的事項

富良野市の情報に関する条文の第3条、第4条を基本とする。

上記に加えて、情報については“市内各自治会、諸団体、NPO法人、その他公益活動諸団体”に関する情報も同様に扱う。

市の情報は市民のものである。積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有する。

情報の提供および、共有にあたり個人情報保護法が厳しく守らなければならない。情報発信としては次のようなものを考える。

- ・市広報誌・市ホームページ・市民説明会・市民講座・その他

【論点3】

市民の定義について

市内に住んでいる者

市内に通勤若しくは通学している者

市内に住所を置き、事業活動及びその他の活動をしている個人若しくは団体

- ・市民の定義(範囲)は参画していく場面によって変わってもいいのではないか。
住民投票の場合とパブリックコメントの場合の市民の定義(範囲)は当然変わる。

市民の権利について

市政に関する情報を知ること。

市政に参画すること。

市民の役割、責務について

市民は市民参画の基本理念にのっとり、自らの意見と行動に責任を持つこと。

市全体の公益に配慮することを基本として、市民自らが「参画と協働」および「コミュニティ活動の推進」によるまちづくりに参画するよう努めること。

- ・ 責務を義務と考えた場合、ちょっと厳しい言葉であると思う。本来は義務であって欲しいが、さまざまな理由で参画できない人もいるので、強制することはできない。
- ・ 市民の責務は、市民自治を促進するように努めることと市政に参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

市民と市の共通の責務について

それぞれの立場に応じた役割を果たすこと。

提案、企画、活動などすべての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。

本市に隣接する他の自治体、国、国際社会の連携と相互理解を深めながら行うこと。

人材育成に積極的に取り組むこと。

市の責務について

市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を公開し提供すること。

市は、総合的な環境整備、活動場所の提供、財政支援など、予算の範囲内で適切な施策を実施すること。

市は、市民参画の機会の確保に努めなければならない。

市は、市民参画の方法の調査及び研究に努めなければならない。

市は、市民が市民参画の意義について理解を深めることができるよう努めなければならない。

- ・ 市政ニュースの全戸配布は市の役割、その情報を知らないのは、読まない市民の責任
- ・ 情報を広く知らしめる方法を考える。現在は市政ニュースやホームページ。
- ・ 転入者等に参画条例を配布して推進していく
- ・ 小・中・高で地域学習の一環として、市民参画の学習をすることも人づくり。

【論点4】

具体的な参加手法について

市民政策提案手続き パブリックコメント 公聴会(手法としてワークショップ・シンポジウム・フォーラム・電子会議など) 審議会 住民投票

- ・早い段階から参加していくために具体的な参加手法を2つ以上用いて市民参画の機会を確保しなければならない。

市民参画の対象

基本構想の主な計画策定及び変更

基本方針を定める条例の制定及び改廃

市民に適用され影響を及ぼす制度の導入及び改廃

新たな税目を起こす市税の賦課徴収に関すること

公共の用に供される施設の設置に係る基本計画の策定又は変更

- ・市民参画の手法を用いなかった場合、誰がチェックするのかについても考える必要はある。また、市民側からも市民参画の手法を用いていないと訴えることができるようにする。

市民が参加しやすくするために

市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう)は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会議を公開するよう努めること。

実施機関はできるだけ早い時期に市民参画の方法と時期について公表するものとする。おおむね実施日の14日までとする。

- ・多様な立場の市民の参加を促進するために、審議会や公聴会の開催場所・日時に配慮する。
- ・市民への周知方法 自治会等に協力してもらい、地域住民に連絡をしてもらう。

審議会について

- ・選考の透明性を確保するため選考基準を明らかにする。特に団体からの推薦についてはその団体を選んだ理由についても公表する。公募委員の選考については、外部の学識経験者なども選考委員に入れる。
- ・公募委員の割合は定数の2割以上とする。
- ・審議会の委員構成は、広く市民全般の意見を反映できるよう、男女比・年齢構成・地域構成・他の審議会の重複に配慮する。特に男女比についてはどちらかが4割

を下回ってはならない。

- ・ 審議会の委員構成について、市民は所定の方法に基づき意見を述べ、回答を求めることができる。
- ・ 会議は原則として公開とする。会議の日程・場所・議題については、HP、市政ニュースで事前に広報する。議事録は、市民からの求めに応じ、原則（非公開情報を除き）公表。
- ・ 公募をしても委員が集まらなかった場合は仕方がないが可能な限り委員構成に配慮する。

住民投票

市民参画と協働の充実を図るために市民の総意を確認する必要があるときには、市政運営の重要事項について、住民投票を行うものとする。

【論点5】

モニタリングのための仕組みについて

モニタリングとして審議会は設置すべきである。（参考 旭川市 15 条～17 条）

- ・ 審議会の役割は（仮称）市民参画条例の進行管理、条例がきちんと活用されているかどうかの確認

審議会の役割を具体的に条例に盛り込めるか

- ・ 市民の手によるまちづくりを保障するのが審議会なので、細かくは規定しないほうがいいが、役割は明記すべき。

推進計画や年次報告について

計画や年次報告も明記していくべきである。

計画や報告は市だけでなく各種団体も出すべき。

市民参画の活性化になる。また広く市民に知らしめることが必要。

市の体制や組織などの改善の必要性や提案について

参画と協働を推進していくために市は適切な措置を取る。

市民参画を推進していく新たな組織は必要

- ・ 条文に掲載するか否かは別にして市民参画ならどこに相談するか等、窓口の一本化は必要。

【論点6】

～参画・協働の基盤づくりや仕組みづくりについて～

市民参画をすすめるにあたって、コミュニティ組織の整備と人材の育成が必要である。

人材の育成について

- ・リーダーやコーディネーターなど、市民参画を進める担い手の育成、中間支援機能の充実強化が必要。地域の人材の育成について市の支援も必要（研修や講義など）
- ・自治会の会長等が本来は市民参画の推進役になるべきである

コミュニティの整備

- ・地域コミュニティの範囲は小学校区が適当ではないか。
（集合場所の確保や集まりやすさを考慮して）
- ・自治会等を含んだ市民協議会みたいな組織をつくるのはどうか
- ・地域の様々な団体を束ねたラウンドテーブル的な場をつくってはどうか

参入の機会の確保や拠点の整備等について

- ・狛江市や宗像市は、参入の機会の確保が明記されているが、先進市の成功事例や実際はどうか知りたい。
- ・西宮市の指定管理の状況のうち、地区市民館の運営をする各地区市民館運営委員会の事例が、参考になるのではないか。

【論点7】

議会の責務・議員の責務について、加えてほしい。